

年表／明治時代の木曾の林業

資料館スタッフ 山口 登

1. はじめに

林業の歴史を調べるにあたって、私は年表を作ることから始めることにしている。今回、明治時代の木曾の林業を調べるにあたっては、明治時代当初の官林時代、その後の御料林時代の二つに分けて年表を作成したが、の文献にあたってみると御料林時代は明治18年(1885)12月の御料局設置によってスタートするが、その時点では尾張藩から明治政府に引き継がれた官林の官民有区分についての住民の合意が得られず、林業生産を行うどころか境界すら確定出来ない状況であった。御料林時代の年表を作るとは別に、官民有区分をめぐる騒動（御料林事件と言われている）についての年表が必要であることがわかった。

従って、年表の項目分けは[官林時代／御料林時代の木曾林業]と、[官民有区分をめぐる御料林事件]の二つに分けることにした。官林時代は年代としては明治7年頃から10年代の終わりまでとし、その後の御料林時代は官民有区分をめぐる対立もあって本格的な御料林経営を行うことができず、境界測量を中心とした準備作業的な事業をメモするに留めた。

官民有区分をめぐる御料林事件は明治2年(1869)の島崎春樹(吉左衛門)の嘆願書草稿に始まり、明治13年(1880)までが官林から公有・私有林を区分けした前期と、その区分けに異論がある住民らによる郡あげての再調査の請願・嘆願・哀願の後期に分けられる。後期の最後は恩賜金下付哀願運動という形になり、明治38年7月に結着する。

御料林事件そのものは郡全体の運動であるとともに、個別の境界をめぐる訴訟事案もあり、その全容を理解することは私には不可能なので、この年表では郡が一体となっておこなった請願・嘆願・哀願運動を時系列的にまとめるに留めた。

2. 明治時代初期の木曾出張所の動き（総括）

ここでは年表に取り上げた事項をもとに、内務省地理局(後の農商務省山林局)の出先である木曾出張所の動きを中心に総括する。

明治維新から明治10年代の終わり頃までの、ちょうどこの年表で扱っている年代は、国の行政組織は猫の目のように変動し、事業方針も朝令暮改を繰り返していた。また、薩摩・長州を筆頭に藩閥による強引な政策遂行がなされ、トップが替われば方針が180度変更されるというようなことが日常茶飯であり、息の長い仕事が行われにくかったことが指摘される。その中で木曾の官林は出張所の職員数も多く、特に雇(やとい)と呼ばれる中級職員に山村代官家で木曾山の現場の仕事をしていた者が採用されていたことと、尾張藩時代に木材生産を仕切っていた杣頭・日用頭を核にした組織が残っていたことが幸いして、山仕事がスムーズ

に進められた。明治時代初期の官林では、青森・秋田・伊豆・木曾（飛騨を含む）・高知等が地理局（山林局）直轄地として指定されたが、実際の伐木運材事業が日常的に進められたのは伊豆と木曾だけであった。

また、林学分野で我が国最初のドイツ留学し帰国後地理局に職を得た松野^{はざま} 礪が、尾張藩時代の伐木運材法を再現して名古屋の白鳥貯木場まで約5万本の丸太の搬出に挑戦したことや、山林局の高島得三と田中穰が木曾官林の木材資源調査を杣頭等の協力で実行したことなどは高く評価される。

ただ、残念ながら山林局長の人事が政府幹部の勢力争いによって左右され、一貫した政策の執行が行われなかったことが悔やまれる。

3. 官民有区分をめぐる御料林事件

この御料林事件の問題の根幹は、尾張藩時代の明山を住民に解放してほしいという郡民の総意を、明治政府が全く認めようとしなかったことに尽きる。しかも、その官民有区分を直接現場で担当した筑摩県の役人の本山盛徳の高圧的な執行態度により、事の初期の段階で間違った結果が記録されてしまったことで、それが修正されないまま最後までいってしまったと思われる。

明治13年(1880)以降は、郡からの再調査を求める請願・嘆願等はことごとく却下される。却下の理由等についての説明はいっさいなしである。ただ時間だけが無為に経過していったように見える。そこに島崎春樹の息子である島崎広助が登場し、恩賜金の下付を願い出るという方針転換が提起され、最終的には手詰まりの中で苦渋の決断ということでその方針が採択された。

この闘いは西筑摩郡として闘ったのであるが、郡や町村の幹部中心の闘いであり、そこに一般の住民を巻き込んだものにならなかったことが最大の弱点だったのではないかと思う。

4. おわりに

最後に、島崎広助が主導して行った恩賜金下付という条件闘争の評価であるが、これはむずかしい。私はまだ勉強不足でこの点について自分の意見を述べる事が出来ない。今後の宿題としておきたい。

なお、この御料林事件のさなかの明治34年(1901)に、全国で最初の木曾山林学校がこの木曾の地に生まれたことは注目に値する。

年表／明治時代の木曾の林業

No.1

和 暦	西 暦	一 般	官林時代/御料林時代の木曾林業	官民有区分をめぐる御料林事件	備 考
慶応 3	1867	10月 大政奉還	[主として官林の木曾出張所関係の事項]		
4	1868	1月 戊辰戦争起こる 9月 明治と改元			
明治 2	1869	6月 諸藩に版籍奉還を許可	9月 太政官、田畑・山林の売買停止 7月 民部省を設置、山林事務取扱 10月 民部省、府県に対し官林の総反別の報告を命ずる	明 2、馬籠村庄屋・島崎吉左衛門は、明山の全面解放を求める嘆願書を起草したが提出されず(昭 42 に発見される)。明 4.12 および明 5.2 に同じ主旨の嘆願書を名古屋藩福島出張所と筑摩県庁あてに提出するが受理されず、逆に島崎は山林解放運動の首謀者として馬籠村の戸長を罷免される。	・版籍：土地と戸籍をしるした帳簿 ・この年、伊勢神宮の式年遷宮用材を湯舟沢より出材) ・12月、松野礪ドイツのエーベルスワルデ高等山林学校へ留学
3	1870	廃藩置県の詔書 (木曾地方は筑摩県西筑摩郡となる)	7月 民部省に地理司設置し、山林事務を担当		
4	1871		7月 民部省廃止、山林事務は大蔵省が担当 12月 名古屋県上松材木役所を引き払う(このあと盗伐多発)		
5	1872		6月 官林私下規則を出す*。 ・この年、白鳥貯木場と錦織綱場を材木商鈴木惣兵衛に払下げる**。		*官林私下は新政府の財政収入増加のため **明治9年9月に買い戻す
6	1873	7月 地租改正条例を布告 (地租は地価の百分の三)	7月 社寺境内の樹木伐採禁止を布告。 (木曾山・飛驒山の伐採も中止)	・月は不明であるが、筑摩県官員の本山盛徳の官・公・私有区分調査始まる。	・明山を官林とする方針は筑摩県が堅持。五木の生えている所はすべて官林という強引なやり方を押し通す。
7	1874		1月 内務省地理寮が山林行政を所管 ・明 7~8、鉄道枕木・橋梁材を読書村・山田村・吾妻村・大桑村の南部 4ヶ村で伐採(本数で17,806本・材積で35,746尺 ³)	6月 木曾官林公有私有地取調伺提出 7月 内務省地理寮から深井寛他1名が木曾に派遣され、本山を同行の上6月の調査結果を確認。	
8	1875	8月 度量衡取締条例制定 (尺貫法を統一)	7月 地理寮、ヒノキ 10万本を野尻・読書両村の官林に植え、苗畑を阿寺に設ける。	7月 筑摩県は新立林など民有地編入方向を内務省に出す 9月 新立林などを除く一般公有地については民有地に編入の伺いを提出。2週間後に「伺之通」という指令がでる。	8月 松野礪ドイツから帰国、内務省地理寮に配属
9	1876		2月、深井寛と松野礪の両名で「山林実地着手心得大意(全4章・35条)」作成 3月 内務省、「官林調査仮条例」制定し、明治13年までに調査	4月 前年9月の民有地編入の指令を取り消し、再調査の上改めて伺いを出すことを指示。 5月 前年7月に出した新立林などの私有	

年表／明治時代の木曾の林業

No.2

和 暦	西 暦	一 般	官林時代/御料林時代の木曾林業	官民有区分をめぐる御料林事件	備 考														
明治 9 (つづき)	1876	8月 木曾の筑摩県は長野県に編入	3月 松野礪は小川入官林に調査に入り毎年5万尺の伐採計画を立て実行に移す。結果は翌10年4月白鳥貯木場に到着した伐採材は45,539本・材積は32,404尺 ³ であった* ・この年から青森・秋田・長野・静岡で官行斫伐事業開始(明治12まで)	林についての伺いは認可*。 6月 地理寮から原純他5名が派遣され、筑摩県官員とチームを作って再調査を実施。8月初めに終了。	*新立林等については、五木に限っては官木とし有償払い下げ。 *松野礪の伐採は予定量に達しなかったが、その原因は木曾川を流送する間に生じた木材の流出であったという。 この伐木事業で木曾材を木曾川を流送して白鳥貯木場まで運ぶルートが尾張藩時代と同じように使えるようになるという大きな成果が得られた。														
10	1877	8月 第1回内国勸業博覧会開催	1月 内務省地理寮を地理局と改称し山林課がおかれる。 ・明12.5までの間、地理寮では諸規則の制定・『地理寮森林報告』・『山林叢書』全13巻等の発行が行われる*。	6月 筑摩県、再調査の結果にもとづき「木曾谷公有地無代下渡並立木払下之儀ニ付伺」提出。(この伺の認可は明治13年6月までかかる)	*獨仏の文献の翻訳紹介・樹木試験場の創設など日本の林業近代化の基礎構築に大きな役割を果たした。														
11	1878	5月 大久保利道暗殺される	7月 全国の官林を6林区・49中林区・216小林区に区分。	・明治11年冬から12年6月にかけて各地で盗伐続発															
12	1879		5月 内務省に山林局を設置 ・木曾ではこの年から小川入姫宮沢で皇城建築用材の伐出始まる。また、瀬戸川では一般販売用材の生産を行う。																
13	1880		・この年、山林局木曾出張所では、内国勸業博覧会への出品のため「木曾谷模型」の制作を行う。 3月 山林局から山本清十が皇城建築材御用掛兼木曾出張所長として赴任。 6月 官行斫伐事業廃止。大中小林区制も廃止。(木曾の皇城建築材の生産のみ続行) 6月27日、明治天皇の行幸は木曾路を通行し、寝覚めの床で小休止。山本清十木曾出張所長が木曾山林業について説明* 10月 山林局の高島得三と田中穰によ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>官民有区分の最終結果(明治13.6)</p> <p>官林 → 御料林</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">旧稗山・旧留山</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">158,231 町歩</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">旧明山</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>190,177</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">348,409(90.2%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">民有林として認定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">旧明山(入会地)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">30,190 町歩</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私有林</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>7,664</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">37,854(90.8%)</td> </tr> </table> </div> <p>6月 明10.6に提出した筑摩県からの伺い認可される(木曾の官民有区分が確定)</p>	旧稗山・旧留山	158,231 町歩	旧明山	<u>190,177</u>		348,409(90.2%)	民有林として認定		旧明山(入会地)	30,190 町歩	私有林	<u>7,664</u>		37,854(90.8%)	*「官林伐出之図」と「官林川下之図」二巻をお見せする。また、樵夫二十余名が筏流し・角乗りの業をご覧に入れる。
旧稗山・旧留山	158,231 町歩																		
旧明山	<u>190,177</u>																		
	348,409(90.2%)																		
民有林として認定																			
旧明山(入会地)	30,190 町歩																		
私有林	<u>7,664</u>																		
	37,854(90.8%)																		

年表／明治時代の木曾の林業

和 暦	西 暦	一 般	官林時代/御料林時代の木曾林業	官民有区分をめぐる御料林事件	備 考
明治 13 (つづき)	1880		る木曾官林の調査が、地元の杣頭等を使って行われ、木曾五木の良材は 836 万本・1042 万尺 ^ズ という結果が「木曾官林報告」として出された。	5 月 木曾谷 21ヶ村は「木曾谷山地官民	<p>*以後、同年 6 月・12 月・翌年 8・9・10 月と再三にわたり請願書を出すは何れも却下される。</p> <p>*大日本山林会の設立、東京山林学校開校ともに松野礪が中心的一にかかわって実現。松野礪が東京山林学校初代校長に就任。</p> <p>*官林と民林との境界を民林側に押し込み、官林の面積をふやしたいという考え方。(御料林に編入されることを見越しての作戦)</p>
14	1881	3 月 第 2 回内国勸業博覧会開催	<ul style="list-style-type: none"> 木曾出張所は内国勸業博覧会に木曾山林業の PR のため木曾谷模型その他を出品 4 月 農商務省設置。山林局は内務省から農商務省に移管。木曾出張所は木曾山林事務所と改称。 	有区分の儀ニ付御再調請願書」を提出。 6 月却下*される。 10 月 官林境界調査はじまる。	
15	1882	1 月 大日本山林会設立* 12 月 東京山林学校開校	[ここからは、主として御料林関係の事項]		
18	1885		12 月 宮内省に御料局設置		
19	1886		4 月 大林区署官制公布 (木曾大林区署を上松におく)		
20	1887		・この年、阿寺入林道が開設される(幅員 2.7m, 延長 6.1km)	4 月 木曾谷各村戸長を郡役所に集め、御	
21	1888			料局主事補の山本清十が「木曾民林買上げ」について説明*、一問一答あり。 ・木曾谷住民は民有地の買上を拒絶する意志を伝えるが、最終的には無償没収という形で御料林に編入。	
22	1889	2 月 大日本憲法発布	4 月 御料局木曾支庁を岐阜市に新設 5 月 西筑摩郡官林 348,300 町歩を御料地に編入が決定 8 月 木曾支庁に妻籠・阿寺・上松・王滝・小木曾外岐阜愛知を含めて 26 出張所を置く。		

年表／明治時代の木曾の林業

No.4

和 暦	西 暦	一 般	官林時代/御料林時代の木曾林業	官民有区分をめぐる御料林事件	備 考
明治 23	1890		11 月 木曾の御料林の大部分が世傳御料地に勅定される。	3 月 島崎広助、品川弥二郎御料局長に「木曾谷御料林保護ニ関スル意見」を提出。	
25	1892		2 月 木曾支庁(岐阜市)の庁舎を名古屋に移し、名古屋支庁と改称		
27	1894		5 月 御料地測量規程制定(1894~1907で内地の御料地境界測量完了)		
28	1895	4 月 日清戦争の勝利により台湾領有		・南部の神坂村から境界測量開始(各所で調査立会拒否問題おこる)	
30	1897	4 月 森林法公布		11 月 県知事あて木曾谷 14ヶ村長連署、境界調査延期の陳情書提出。	
31	1898			3 月 御料地に対する民有下戻の申請は御料局に出願となる(従前は農商務省)	
32	1899		3 月 御料林施業案編成準則を定める	1 月・2 月・4 月と木曾谷山地旧官民有境界改訂について哀願書を県知事へ提出 5 月 県知事、宮内大臣あて「御料地境界改訂の件」具申 7 月 木曾から 23 名が上京、20 日間にわたって官民一体の請願活動を展開。 8 月 30 日 境界改訂の請願書は却下 ・このあと善後策について町村長集会等で何回も議論するが方針決定できず。	・12 月の町村長集会では、哀願説と権利説が 15 対 15 であった。
33	1900		4 月 阿寺御料林に荷物運搬用軌道敷設 7 月、御料局長、県知事宛境界調査を強行する旨通達	2 月 町村長集会、恩賜金下付哀願を決議 6 月 哀願書御料局へ提出。 7 月 恩賜金下付哀願書却下される 10 月 町村長集会で恩賜金下付をひたすら哀願すること。そのため境界調査立会に応ずること、御料林守護取締規約締結を決議。 11 月 島崎広助が恩賜金下付哀願運動の代表者となること決定	

年表／明治時代の木曾の林業

No.5

和 暦	西 暦	一 般	官林時代/御料林時代の木曾林業	官民有区分をめぐる御料林事件	備 考
明治 34	1901	4月 全国初の林業単科の実業学校として木曾山林学校が開校		5月 福島・三岳・吾妻の3町村、町村集会の議決に服さず、別途願書提出。 11月 町村長集会で「御料林守護取締規約」議定。各村・各区で規約締結を決議。上松町小川西区のみ規約締結を拒否。	*小川西区の係争地 20ヶ所、約3,300町歩の内、引き戻しを求めたのは1,600町歩
35	1902			3月 その後、小川西区は規約締結を拒否したので、御下賜金下付から除外される	
36	1903		7月 名古屋支庁から木曾支庁が独立し、福島町に庁舎を置く。		*御下賜金の配分(県知事執行) 明治 39.1.11 県知事から明治 38,39 の2ヶ年分(20,000円)について以下のように配分された。 ○13,600円は手当てとして ・島崎広助に 6,000円 ・委員の町村長らに 1,000円 ・歴代の関係町村長に 1,120円 ・コモノ沢の関係者に 3,000円 ・その他の町村長に 2,480円 ○6,400円は各町村に配分され、基本財産、恩賜記念林造成費にあててる。
38	1905	9月 日露戦争終結。 北緯 50 度以南の樺太を領有	・この年、阿寺・悪沢に水力運転式丸鋸を据付け製板を行う。	7月 宮内大臣田中光顕より関長野県知事あて、木曾谷 16ヶ町村に対し、御料林を愛護せしむる趣旨を以て、特旨により明治 38年から向 24年間毎年金壹萬円宛御下賜金下付の御沙汰あり。	
39	1906		・この年、木曾御料林内に神宮御造営材備林設定に着手		
40	1907		・この年、湯舟沢製材工場を設置する		
41	1908		1月 御料局を帝室林野管理局と改称 木曾支庁に次の出張所を置く 諏訪・飯田・贄川・萩原・福島・王滝 上松・野尻・三殿・妻籠・湯舟沢		
42	1909		・阿寺悪沢の製材工場を廃止し、新たに野尻製材所を建設する		
44	1911		11月 贄川出張所を奈良井出張所に改む		

【主な参照文献】

- 1939 帝室林野局：帝室林野局五十年史（帝室林野局）
- 1971 萩野敏雄：明治期における官林経営の基本過程（1）～（5）（『林業経済』24巻1号、4号、5号、6号、9号）
- 1975 萩野敏雄：戦前期における木曾材経済史（農林出版株式会社）
- 1982 町田正三：木曾御料林事件（銀河書房）